

田中尚房編
北野神社由来記
全

東京圖書
類屬函架
一七六八
冊号

8
176

013933-000-5

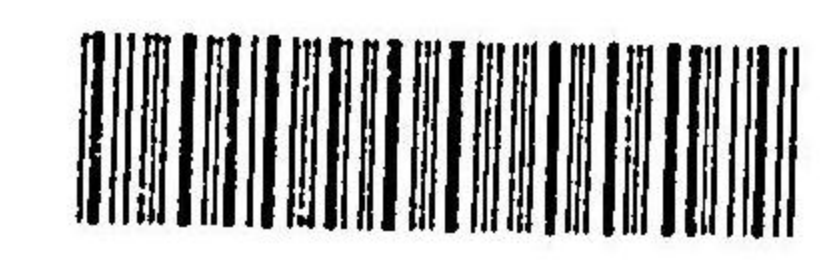
8-176

北野神社由来記

田中 尚房/著

M11

ABB-0174



序

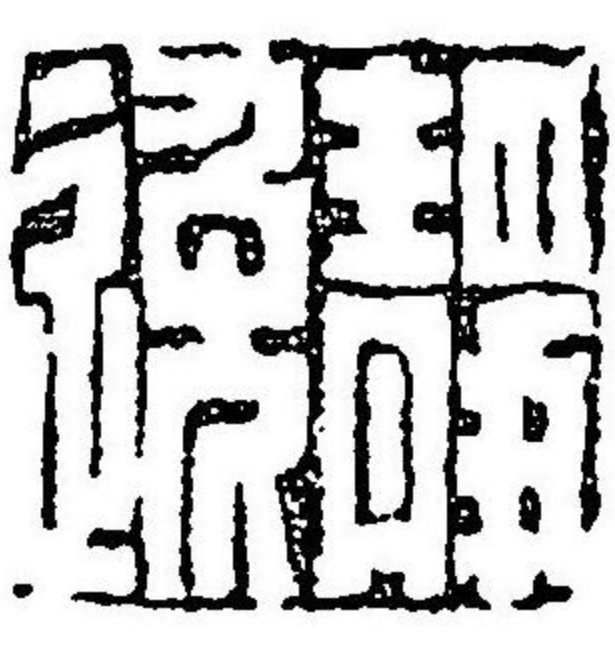
夫大者不可測也自
高山大川望之自海
東者望之自西也
而况宿天山乎
聖廟之神德不可

知洵如天也上自天子
下至庶人舉善尚德
之新念之者固有所
述為傳記或歌或詩又
或碑史雜記而志之
臨取百部是人之所信有

大小耳百部之書其有
可述者本社由中宮司
著由來記多就古書中
核其多理皆要者以明
神德之正由是附之
按古詳矣人喜讀之則

如自言曰方以 望天
言也 獻多事 一保靈
神恩善保斯身以
至於今日尚思時
見 聖德 皇德 永重
方以 聖明之念 信神

信之 可由 而獲 成
歎 德 心 尚 此
明治十一年二月二十
三日 山平 獻



北野神社由来記

引用書目

- | | |
|--------|-------|
| 三代實錄 | 類聚國史 |
| 日本紀略 | 扶桑略記 |
| 本朝世記 | 神皇正統記 |
| 大日本史 | 大鏡 |
| 大鏡裏書 | 日本新國史 |
| 宇多紀略 | 太平記 |
| 歷代編年集成 | 愚管抄 |
| 皇代記 | 和漢合圖 |

如是院年代記

本朝謚號雜記

西宮記

權記

中右記

長秋記

玉海

康富記

公卿補任

政事要略

職事補任

百練抄

北山抄

世々樞覽

園大曆

江談抄

濫觴抄

十訓抄

一代要記

白鷹記

河海抄

撰集抄

續古事談

古今著聞集

公事根元

年中行事秘抄

外記日記

拾芥抄

伊呂波字類抄

本朝書籍目錄

古今集

後撰集

拾遺集

新古今集

後水尾天皇御製集

廿二社註式

諸神社記

諸神記

諸社根元記

寬平遺誠

本朝文粹

菅家文艸

菅家後集

北野縁起

荏柄天神縁起

北野天神縁起

北野事情

天神記

北野天神御記

天神之縁起

北野天神縁起繪

北野天滿大自在天神宮創建山城國葛野郡上林郷縁起

北野宮寺縁起取要

天神古事卷物

御傳記

梅城録

菅氏録

菅家傳

菅神和光傳

聖廟曆傳

菅原氏系圖裏書

天滿宮安樂寺艸創日記

御縁起聞書

寂鎮記文

天滿宮故實

菅家寔録

北野文叢

北野藁草

北野大茶湯記

筑前續風土記

雍州府志

妙選稿全集

元亨釋書

和漢三才圖會

北野神社由来記

北野神社宮司田中尚房謹撰

北野大神ハ。贈太政大臣菅原朝臣道真公よして。小名ハ阿

呼。梅城參議從三位行刑部卿菅原朝臣是善卿の第三子。母

ハ伴氏よ了。公卿補任大鏡裏書御仁明天皇の承和十二年

六月二十五日。菅原院按に、是ハ是善卿の家よして、其地ハ

菅原院と稱して、天鳥丸下立賣下、町といふ處あり、今も

神の社と鎮祭せり。了生給ふ。菅氏文德天皇の齊衡二

年。十一歳よからせ給ふ春のゆふべ。父の是善卿。島田忠臣

按よ、菅家本草ハ、田進士、田達音、田詩伯、おど記されハ此

ふ、其時從五位上美濃介ふり。公を試し給ふ。此時
て、假に玄蕃頭の事を行へり。公を試し給ふ。此時
始て月夜見梅華といふ題ふて。詩を作し給ふ。

月耀如晴雪。梅花似照星。可憐金鏡轉。庭上玉房馨。菅家
文章

天安二年十四歳ふりて。臘月獨興の詩を作り給ふ。

玄冬律迫正堪嗟。還喜向春不敢賒。欲盡寒光休幾處。將來

暖氣宿誰家。冰封水面聞無浪。雪點林頭見有花。可恨未知

勤學業。書齋窓下過年華。菅家
文章

同三年十五歳ふて元服し給ふ。菅家後集其夜母の詠給へる詩

に。久かたの月の桂も。を休むる。家の風をも。吹せてい

か。拾遺集

今年三月。清和天皇御即位ありて。貞觀元年と改元せらば。

同四年五月十七日。十八歳ふて。及第ありて。文章生よから

せ給ふ。政事要略御傳記菅家傳。○按ふ、及第とハ、學問の試

ハ、桂木の枝を賜ふ故ふ。此を折桂といひて、母伴氏の詩も、

これを祝し給へる。又此頃の御住所ハ、高辻の北

西、洞院の東に在り。文章よ宣風坊と書給ひ。同九年正月七日。

文章得業生とふ。二月二十九日。正六位下と授り。御傳

下野權少掾に任ぜらる。公卿補任菅氏錄菅家傳菅原氏系圖裏書

菅公常よ大内記都良香に従ひて。學問し給ひ。良香朝臣其才を見

て。其師たるを恥給ふ。聖廟曆傳同十二年の春。の許へ至り給

ふに折ふ一人々集りて弓を射たり。こゝに人々思ひたりハ。此君ハ學問こそまづき給へし。弓の本末も知給へし。試よ射させ参らせむと。弓小矢をそつて進免々まじ。さらばとて弓場ユバ小立いで。射させ給へるに。その進退もか禮よかるひ。引放ちたまふ矢。いとつもまづきざりまじ。良香朝臣とぞ。人々。思の外なる事よ驚きつり。かくて良香朝臣ハ。大よ感へ給ひ。酒宴數刻ふ及び。さよぐの引出物ヒキデモノとぞ。進らせらまじ。北野縁起ヒキデモノ。同年三月。及第して。中上第を得て。九月十一日。正六位上ヒキデモノ。まよせ給ふ。三代實録。同十三年正月二十九日。玄蕃助よ任ぜらまじ。公卿補任。大鏡裏書。菅原氏系圖裏

書、菅家傳 又内史とかり。菅家又三月二日。少内記ふ為り給

ふ。公卿補任、御傳記、菅原氏系圖 同十四年正月六日。從六位、

下行直講美努清名と共よ。存問渤海客使ふかり給ひら。三代實録、類聚國史、公卿補任、御傳記、菅家傳、同月十四日。母伴氏かくまさせ給へ

はよ依了。職を辭し給ふ。三代實録、類聚國史、菅家文草、御傳記、菅氏錄、然るに渤海國王への御返翰ハ。五月二十四日。服中おがら詔りて。菅公よ認めさせ給ふ。御傳記、菅氏錄、同十五年正月七日。從五位下

に進む。兵部少輔よ任ぜらまじ。二月二十九日。民部少輔よ遷らせ給ふ。菅家文草、同十八年四月一日。侍從よ任ぜらまじ。菅家

錄、同十九年。清和天皇御讓位りて。陽成天皇御位ミクラキふつら

せ給ひて。元慶元年と改元せらる。同年正月十五日。式部少
輔に任ぜらる。公卿補任、大鏡裏
書、菅家傳、菅氏錄、十月十八日。文章博士と兼
給ふ。公卿補任、政事要畧、大鏡裏
書、御傳記、菅家傳、菅氏錄、式部博士。共に儒家の撰か
り。今二官を兼給へるハ榮達といふべし。菅氏
錄、同三年正
月七日。從五位上に進ませたまひ。類聚國史、公卿補任、政事
要畧、大鏡裏書、菅原氏系
圖裏書、御傳記、
菅家傳、菅氏錄、同年八月十九日。伊勢齋内親王行禊前次第
司長官とかり給ふ。三代實錄、同四年八月三十日。父參議從
三位行刑部卿菅原朝臣是善卿六十薨なたまふ。類聚國史
菅原氏系圖、菅
家傳、梅城錄、同七年正月十一日。加賀權守と兼たまふ。公
卿補任、政事要畧、大鏡裏書、菅原
氏系圖裏書、菅家傳、菅氏錄、同年渤海國の使。裴頌ハイテイといふ

人來朝せり。四月二十一日。菅公と權カリに治部大輔といふ官
よおして。接對せし給ふ。贈答の詩。あやとと文章に見えた
り。三代實錄、類聚國史、政事要
畧、菅家文章、御傳記、菅家傳、同八年十月二日。大嘗會御禊
前次第司次官とかり給ふ。三代
實錄、同年陽成天皇御位ハシラキとゆづ
らせ給ひ。同九年。光孝天皇御即位りて。仁和元年と改元
せらる。同二年。四十二歳にあらせたまふ。正月十六日。讚岐
守に任ぜらる。三代實錄、公卿補任、扶桑略記、政事要畧、大鏡
裏書、菅原氏系圖裏書、御傳記、菅家傳、菅氏錄、
式部少輔。文章博士。加賀權守と罷ヤらる。菅家
傳、四月七日。彼國
よ下り給ふ。御傳記、聖
廟曆傳、其時の詩よ。
為吏為儒報國家。百身獨立一息涯。欲辭東閣何為恨。不見

明春洛下春

我將南海飽風煙更妬他人導左遷情憶分憂非祖業徘徊
乳聖廟門前菅家
文章

らて讃岐國南條郡瀧宮村の官府ふ住ま。よく國民を牧
ひ給ひしう。民ども其徳化よるつと服ひしはる。瀧宮
の里人。今よ七月二十五日よハ。年ぐくに瀧宮ふて踏歌
て祭り奉る。俗ふこきを瀧宮踊といふとを。菅氏録同三年八
月二十六日。光孝天皇崩御。九月。菅公暇を乞たまひ。京師よ
入らせらゆ。十一月十七日。太子定省親王御位ふ即たまふ。
宇多天皇と申ハ是ふり。皇代記御傳記菅
氏録聖廟曆傳同四年の春再本

州よ向らせたまふ。此時位階と正五位下に進多らる。御傳記

寛平二年。四十六歳よ成らせ給ふ。讃岐國を司めたまふ事。

今年よて五年ふり。この二月ふ國司の任満たると。京

都よ飯り給ふ。御傳記菅氏
録聖廟曆傳同三年二月昇殿を許され。菅原氏系

圖裏書、菅家傳同二十九日。藏人頭よ補せらる。御傳記
菅氏録御侍讀

と勤免給ふ。菅家傳同月三十日。上表して藏人頭を辭し給ふと

も許さる。菅家文章
菅氏録三月九日。式部少輔ふ任せらる。公卿
補任

政事要略、大鏡裏書、菅原氏系圖裏書御傳記菅家傳菅氏録四月十一日。左中辨を無任し

たまふ。公卿補任、政事要略、大鏡裏書、菅
原氏系圖裏書御傳記菅氏録同月十八日。禁色の

衣服を許さる。公卿補任、
菅家傳同月二十五日。重て表を上り藏人

頭を辭し給へども許さざらん。管家本草、御傳記、管氏

同四年正月七日。從四位下叙せらる。公卿補任、政事要略、

錄。同五月十日。さしむ勅を奉りて修撰したる。類聚國史、

二百卷。目二卷。帝王系圖三卷。功成りて奏上したる。本朝

目錄御傳記。同十二月五日。左京大夫と兼ぬ。公卿補任、大鏡裏書、

五年二月十六日。參議ふ任す。同日式部、大輔と兼ぬ。同二十

二日。又左大辨と兼たふ。公卿補任、大鏡裏書、管家傳、管氏錄、

勘解由、長官と兼ぬ。公卿補任、管家傳、管氏錄、四月一日。春宮亮と兼ぬ。政

要略大鏡裏書。同九月二十五日。新撰万葉集と撰び給ふ。扶桑略記、

同六年八月二十一日。遣唐大使を命ぜらる。此時の官ハ。參

議勘解由、長官從四位下、兼守左大辨、行式部、大輔、春宮亮、

ぞおとけり。副使ハ文章博士紀長谷雄朝臣に命ぜらる。

公卿補任、扶桑略記、管家本草、御傳記、管氏錄。然るに九月十四日。狀を上り諸公卿

として遣唐使の進止を議定せしむ事と請ひたまふ。其

狀云。

右臣某。謹案在唐僧中權。去年三月。附ス商客王納等所到之

錄記。大唐凋弊。載之具矣。更告不朝之問。終停入唐之人。中

權雖區々之旅僧。為聖朝盡其誠。代馬越鳥。豈非習性。臣等

伏檢舊記。度々使等。或有渡海不堪命者。或有遭賊遂亡身

者。唯未見至唐有難阻飢寒之悲。如中權所申報。未然之事。

推而可知。臣等伏願以中權錄記之狀遍下公卿博士詳被定其可否國之大事。不獨為身且陳款誠伏請處分謹言。

寬平六年九月十四日

大使參議勘解由長官從四位下兼守左大辨行式部大輔。

春宮亮管原朝臣某。管家文章。○按よ本書よハ、式部權大輔と云り、今公卿補任よ依て改つ、

同九月。管家の門生等吉祥院按よ吉祥院ハ、祖父清公卿の建立よ

今城南吉祥院村よ一ツの森ありて、天神の社と建つ、扶桑略記よ治曆二年三月廿八日吉祥院新造天神堂奉移尊廟と

いふ事見えたり。といふに集りて。管公五十歳の御賀の會と云ふ

に。一人の翁の草鞋をもぎ取らるる。文章一通よ沙金一包

とそつて。堂前の案上よおさつて。何事もいと急ぎ去る。

人々何やらしく。其文章を披き見ると。其文ふ。

傳聞管家門客共賀知命之年弟子雖削跡人間無名世上

尚數記淳教之風多改蠢昧之過古人有言無德不報無言

不酬深感彼義欲罷不能故福田地捨此沙金以表中誠

之不輕沙以析上壽之無涯莫疑其人可求其志遠居北闕

之以北遙增南向之和南

とぞかゝも々々辱かゝるも帝の贈りたまへるふりくんとぞ。

北野 同年十二月十五日侍從を兼ぬ。公卿補任政事要略御傳記管氏錄同七

年正月十一日近江守を兼ぬ。公卿補任政事要略大鏡裏書管氏錄五月十五

日勅して遣唐使を止めたまふ。御傳記十月二十六日從三

位よ叙せらる。中納言に任_レたまふ。大鏡裏書、管家傳、聖廟曆傳。式部、大輔、春宮、亮を停_レむ。政事要畧、十一月十三日、春宮、權大夫を兼ぬ。公卿補任、政事要畧、管氏錄、今年、帝、神泉苑よ行幸_レりて、三日の間、文人を集_レて宴飲_レ給ひ_レたまふ。管公竊_レよ詩中に諷諫_レ給ふ。又殺生を禁_レ給ひ_レるがら、放鷹の御遊_レり_レたまふ。管公從容として諫_レ給ひ_レけらく。今年、鳥獸何の罪ありて、此を獵_レりたまふぞと。奏上_レたまひ_レたまふ。帝理_レふ_レやおほ_レ終_レむ。終_レよ止_レたまふ。給ひ_レたまふ。續古事談、管氏錄、さ_レもむ寛平遺誠よ。管原朝臣。是鴻儒也。又深知政事。朕選_レ為博士。多受諫正。仍不次登用_レのたまひ_レたまふ。同八年八月二

十八日、民部卿を兼_レ給。權大夫侍從使元の如く。大輔を止_レ給ふ。同八年以下、公卿補任、同九年、五十三歳よからせ給ふ。六月十九日に、權、大納言よ任_レ給。右近衛、大將を兼_レ給たまひ。公卿補任、政事要畧、大鏡裏書、管原氏系圖、裏書、管家傳、御傳記、管氏錄、卿權、大夫元の如_レ。大鏡裏書、氏の長者とかり給ふ。公卿補任、管家傳、管氏錄、或時帝。宇多天皇密_レよ管公を召_レ給。御位を太子敦仁親王よ。讓_レらせ給_レむ事を議_レり給ひ_レたまふ。管公懇_レよその不可_レふる旨を陳_レて止_レたまふ。今年よ至_レり。又御讓位の事を議_レりたまひ_レたまふ。大よ賛成_レ給_レり。然るに外議紛紛。其事止_レむと勢_レふま_レば。管公奏_レ給ひ_レたまふ。大事再_レら_レば。事留_レま_レば。變生_レせむと。申_レたまふよ依

て。帝御決心^ハ所^ニを^シき^マり。遺誠^ヲ終^ル。七月三日。御位を太

子^ニ譲^リ給^フ。醍醐天皇と申^スハ是^レなり。扶桑^ノこの日。大納

言^ハ左近衛大將藤原朝臣時平公。攝政太政大臣^ト。菅公と^シ。

勅^シて。幼主を補佐^シ奉^ルべき由^ヲ命^ジた^ル。寛平遺誠^ノ政事要畧

日本紀略^ノ神。同日。權大夫を停^トた^ル。こハ踐祚^ニ依^テて^ル。

皇正統紀^ノ。裏書^ハかくて御讓位^ノ日。菅公の功^ヲを舉^ゲて。新帝^ヲを戒^メた^ル。

よ^シ。遺誠^ノ同月十三日。正三位^ニ叙^セら^レる。公卿補任^ノ政事要

氏系圖裏^ノ。同二十六日。中宮大夫^ヲを兼^テた^ル。公卿補任^ノ御

部卿故^ノ如^シ。政事要畧^ノ。又内覽^ノの旨^ヲを蒙^リた^ル。愚管^ノ醍

醐天皇昌泰元年。菅公五十四歳^ニあり^セた^ル。此年上皇

大和國^ニ御幸^ス。菅公供奉^シ給^フ。其時手向山^ニよ^リて。

此たびハ。麻も^トを^シら^レる。手向山紅葉^ノの^ル。神のま

に^く。

とぞ詠^ヒ給^フ。古今^ノ集。同二年。五十五歳^ニお^ラせ^タる。

二月十四日。時平公^ニを左大臣^ニ任^ジ。菅公^ヲを右大臣

に任^ジ給^フ。共^ニ右大將故^ノ如^シ。公卿補任^ノ日本紀畧^ノ政事

略記^ノ大鏡裏書^ノ。御傳記^ノ菅氏錄^ノ。同月二十七日。上表^シて右大臣^ヲを辭^シた^ル。

補任^シ其表^ヲ云^フ。

臣道真言^ハ伏奉^ス。今月十四日。詔^シ以^テ任^ジ右大臣^ニ。仰戴^ス天慈^ヲ。

不知所措^ル。謝^シ臣^カ地非貴種^ニ。家^ハ是儒林^ニ。偏^ニ因^テ太上皇^ニ。往年^ノ拔擢

之恩。自至諸公卿今日昇進之次。無寢無食。以思以慮。人心已不縱容。鬼瞰必加。眊眊伏願。陛下高廻聖鑒。早罷臣官。非唯不奪志於匹夫。亦復得從望於衆庶。不堪懇款。屏營之至。上表以聞。臣道真誠惶誠恐。頓首々々。死罪々々。謹言。

昌泰二年二月二十七日

正三位守右大臣兼行右近衛大將管原朝臣。管家文革本朝文粹

二十八日。中使左中將在原友干トモユキを以て。この表を返したまふ。三月四日。再上表して辭し給ひしが。同日。中使右少將源緒嗣ツツガを以て。其表を返し給ふ。又二十八日。表を上りて辭したまひしにも許し給はざり。公卿補任管家傳管氏録猶管公ハ寵眷せらる

給へり。管家後集嘗て管公ハ官禄ともにも重く。權柄又身も飯せ

むこととを恐きたまひ。十一月五日。遂ふ上表して。職封一千

戸を減ぜむと請ひ給ひしが。勅許さず。管氏録昌泰三年。五十

六歳よからせ給ふ。正月三日に。天皇朱雀院より行幸ありて。

上皇と御密談あり。左右大臣立あらびて。政務を取ることよ

ろしからば。一人を止らばしとて。叡慮を免ぐらしたま

ふに。左大臣ハ云々。右大臣ハ云々と一決して。管公を免さ

す。關白の職を授たまひ。汝一人して天下の政事を執り行

ふべしと。密に仰渡さるるまじ。公固く辭したまひたり。兩

皇ハいと惜まものには思召とも。御力なく其事止まらる。

此時左大臣時平公。このけしきを見て。陣の座へ退き給ひ
たり。さて又奏し給ひ々々。唯今臣を召きて事なされ
ば。人必怪むべし。春生柳眼中。といふ詩の題を出さ
て。召の旨是あり。各詩を作りて奉るべし。申さむと奏し
置て。もとの席より降り給ひ。唯今召の旨ハ云々ありと申
さして。皆詩宴より列したまひ。その日。例禄の上より。兩皇
並皇后より。右大臣へ御衣を賜り々々。左大臣のけし
き例みたるは。此事密談あり。世にも
も聞えず。時平公いたく憤をふくむ。こもよりさしや
をかまへらまたり。扶桑畧記神皇正
統記北野縁起
二月六日。上表して右

近衛大將を辞したまふ。其表よ云。

右臣某。出身儒館。偷職武官。三四年來。罪深責重。伏願聖主
陛下。曲降鴻慈。罷臣大將。不勝悃切之至。修狀以聞。臣某。誠
惶誠恐。頓首々々。死罪々々。謹言。

昌泰三年二月六日

正三位守右大臣。兼行右近衛大將。管原朝臣。管家
文草

七日。天使從五位上。管根を以て。勅許る旨を傳ふ。管家
後集帝

御位より即給へる後。志むく神泉苑に。慶々に行幸あり

々々。管公諫て止せ給ふ。古今著
聞集同年八月十六日。家集祖
父

清公集十六卷。親父是善。合て二十八卷を。奏進せらまされ
集十卷。道真集十二卷。

菅家後集、日本紀略、菅氏録、帝叡感の餘、御製の詩と賜ふるは。

門風自古是儒林。今日文華皆盡金。唯詠一聯知氣味。況連

三代飽清吟。琢磨寒玉聲。々々。裁制餘霞句。々々。侵更有管家

勝白樣。從茲拋却匣塵深。菅家後集、北野縁起

九月十日。清涼殿に於て。九日の後宴あり。々々。に作りて奉りたまふ。

丞相度年幾樂思。今宵觸物自然悲。聲寒絡緯風吹處。葉落

梧桐雨打時。君富春秋臣漸老。思無涯。岼報猶遲。不知此意

何安慰。飲酒聽琴。又詠詩。

帝叡感斜おらば。御衣をぬぎて。賜はりけり。菅家後集、御傳記、十訓抄

十月十日。再上表して。大將を辭し給へども。勅許あり。御傳記

こゝに文章博士三善清行といふ人。此年庚申ふて。明年辛酉

酉ハ革命の運よ。阿たもバとて。豫之其議を朝廷に奉らる。

按み、革命といふ事ハ、周易の革の卦の義およりて、辛酉の歳を革命と名づけて、必非常の變災ありとて、年號改元

事ありとて、又是よ依て。公よ一通の諫書を上りて。世をの

がま避けたまふむ事を進せらる。其文よ云。

清行頓首謹言。交淺語深者妄也。居今語来者誕也。妄誕之

責。誠所甘心。伏冀尊閣特降寛容。某昔者遊學之次。偷習術

數。天道革命之運。君臣尅賊之期。絳候之家創論於前。開元

之經詳説於下。推其季紀。猶如指掌。斯乃尊閣所照。愚儒何

言。但離朱之明。不能視。睫上之塵。仲尼之智。不能知。篋中之物。聊以管穴。伏添。橐籥。伏見。明年辛酉之運。當變革。二月建卯。將動干戈。遭凶衝。福雖未知。誰是引。努射市。亦當中。薄命。天數幽微。縱難推察。人間云為。誠足知。亮伏惟尊閣。挺自翰林。超昇槐位。朝之寵榮。道之光花。吉備公。外無復與。美伏冀。知其止足。察其榮分。擅風情於煙霞。藏山智於丘壑。後生仰視。不亦美乎。努々力々。勿忽鄙言。清行頓首謹言。

昌泰三年十月十一日

文章博士三善朝臣謹上

菅右相府殿下政所

政事要略扶桑畧記本朝文粹

延喜元年。菅公五十七歳。よむらせ給ふ。正月七日。小。從二位よ叙せられ給ふ。御傳記、菅家傳、斯て時平公ハ。菅公の御徳を妬む心深くして。安らげ思をもとむる故。大納言源光。按、仁の第三の御子よ、帝の外舅あり、又西三條と號す。大納言藤原定國。按、勸修寺内大臣高藤の男よ、泉大將と號す。式部少輔藤原管根。按、從四位上右兵衛督良尚の男よ、延喜の侍讀たり。ふかちらひて勅宣と偽り。陰陽寮ふ種々の財宝を與へて。冥衆を祭り。王城の八方に山野をトボクして。厭術の物を埋。是公を咒咀し給ひたる。ふ。はもとも神ハ非禮を受たまふ。まじき。呪咀もまじき。形なりけり。歷代編年集成、天神之縁起、天滿宮故實、こに時平公讒奏せらるるハ。右大臣陰謀あり。陛下を廢

御弟齊世親王と御位ミタマに即参らせ。其身一人のみて權威を
恣シよせむと謀り申ふりと。豫カナて内外よまひつとれく漸々
よ讒せしむ。此度ハ殊ニ君の御大事俄ニ出来イデるよし申さ
もたるに。何ニも其事の實否をも糾ツうまはる。備ニよ讒言を信
じたまひ。北野天神御記、同正月二十五日。俄ニ太宰權帥ミナモトノササキ
左遷し給ふ由の宣旨を下さる。古語ニ妬婦破家、讒臣
傾國ニハ實ニ此事あり。公卿補任、日本紀略、扶桑略記、政事
要畧、日本新國史、皇代記、十訓抄、公
事根元、撰集抄、御傳記、北野天神御記、管家傳、此日源光ハ右大臣に。日本紀畧、歷
原、定國ハ右大將ニ任じたまふ。歷代編年集成、はる管公ハ。かふ
ふにたへば。一首の歌を上皇ニ奉りたまふ。

あがもほく。まきハ水屑モクツと成ナるも。君志ミコノココロくらみと。か
てとよはよ。

上皇此歌を御覽ミじ。打驚ウチオドロらせたまひ。同月三十日。帝を諫
せ止トせむと思召シして。参内マクしたまひ。清凉殿の所トなり。て。
管根を近づけて。此由コトかくと申せと仰せらる。まきども。管
根ミネハる糸イトて時平公トキヘよるみ。又昔殿上の庚申の夜の御遊
よ罪ツミありて。頬ホをうたまきニ恨深くして。かくと奏聞ソウブンせざり
しむ。天皇出御ミコトノイデましよさる。江談抄、北野縁起、諸陣の警衛堅固シカク
とて。官人以下衛士等胡床コトをくららば。上皇ハ終日陣外マタに
おしよして。終マタに御對面ミタマヘかく。翌二月一日。むあニく還らせ

たまひたり。この日管公つひふ都を出て。筑紫ふ赴らせ給ふ。日本紀略かくて御子等二十三人御座せし。成人したまひつるハ残し置て。御幼少ふるハ皆打つもてゆふせ給ふ。長男從五位、上行右少辨高視ハ土佐介。次に從五位、下式部大丞景行ハ。駿河權介。藏人正六位、上兼茂ハ。飛驒權掾。正六位、下文章得業生淳茂ハ。播磨國此君一人ハ、政事要略見之、御縁起聞書に依てまゝに。左遷せらるも給ひ。政事要略、御傳記、北野縁起又他姓よてハ。右近衛、中將源善朝臣ハ。出雲權守に。扶桑略記、政事要畧大春日晴蔭ハ。三河掾。右大史藤原諸明ハ。遠江權掾。源巖ハ。能登權掾。源敏相ハ。但馬權守。山口高利ハ。伯耆權目。少納言和

藥貞世ハ。美作守。良岑貞成ハ。長門權掾。前攝津守源兼則ハ。阿波權守。左遷せらるもたまふ。政事要畧儲まゝみるも給ひ。紅梅殿按し拾芥抄に、五條坊門、北町尻、西を下させたまひたる時。常に愛したまへる梅を御覽して。名残をしく思召さるもて。

こち吹バ。よ月いおこせよ。梅茶。ちるるか。とて。を休をよまさせ給ひたす。又櫻よゆいつけ給へる詩よ。

櫻花。ぬしをよまされぬ。ものからぬ。ふきこむ風よ。こころてハせよ。後撰集

斯カク後。梅ハ筑紫へ飛ヒ江。櫻ハ即枯レ江ナリとぞ。世ニ飛梅
枯櫻トぞ申ケ侍ト。北野天神御縁起。○按ニ元人薩天錫の妙
選稿全集ニ天滿宮トいハつテ題メて、無常
說法現ニ神通ヲ千里飛梅一夜松万事夢醒テ雲吐リ月ヲ觀音寺裏一
聲鐘ト見え、又明の洪序トいハふ人の天神の贊ニ日本嘗聞
北野君愛シ梅ヲ酒ヲ又能ク文ヲ謫居西府三千里一夜飛香度海雲
と有テ外國人ノまデかく神徳を仰奉リらタふト々モ、
侍テ樂天北窓三友の詩を思フ。作ラせ給ヒ々侍。二十八韻
の詩の句の中に。

自從勅使駈將去。父子一時五處離。口不能言眼中血。俯仰
天神與地祇。東行西行雲眈々。二月三月日遲々。重關警固
知聞斷。單寢辛酸夢見稀。山河邈矣隨行隔。風景黯然在路
移。平到謫所誰與食。生及秋風定無衣。古之三友一生樂。今

之三友一生悲。

又慰小男女といふ詩の句の中に。

衆姉惣家留。諸兄多謫去。小男與小女。相隨得相語。

と宣ヘへル御句ハ。殊ニ腸ヲ斷セむクぞお同ユ。菅家後集
北野縁起

侍レほどに道より京へ便ナり々まバ。北の方へ贈リ給フ
了コト詩ヲ。

君ガまむ。宿の木稍ヲ。ゆくくもかくろまでにかつり

見レらる。北野天神御記。

あらふ勅使藤原真興ハ。攝津國ニ追送セらる。馬より下
り。菅公の前ニて涙ヲ零シとぞ。扶桑畧記筑紫ニの守衛ハ

右衛門、少尉善友、朝臣。左右兵衛二人を具して見送り奉る。此時の官符左の如し。

太政官符、太宰府。左衛門、少尉正六位、上善友、朝臣益友。左
右兵衛各一人。右件、人為領送權、帥從二位管原、朝臣發遣
如件。府宜兼知之。但任中雜俸料、並監從及不預釐務。依前
員外、帥正三位藤原、朝臣吉野、例行之。又山城攝津等、國无
給食馬路次、國亦宜准之。

昌泰四年正月二十七日 政事要畧

河内、國土師の里 按、土師の里、いまハ道明寺といふ、天神の社あり。 覺壽尼といふ管公の姨君おとろへたるに、立よらせたまひ。別を惜みて

一首の歌を詠たまひける。

啼びごと。別をいそげ。とりこ音の。聞えぬさとの。あつ

きもぶ。天満宮故實。

そまより播磨、國明石の驛よいたり。やどらせ給ひけるに。驛の長。管公のかもらせ給つる有状を見奉り。驚きおもへば、さきを御覽じ。

驛長莫驚時、變改一榮一落是春秋。

と口きさびたまひける。大鏡 同年二月四日、幣を諸社並山陵に奉らまて。管公左遷の事を申さまじり。日本紀 かくて太宰府に至り。御配所より外へ出たまふ。明一暮したまふ

御心の内ハ。いゝにけりけむ。或夕に。

夕さきバ。野も山も。たつたふり。歎きよりのもえ
まさりけき。

又雲のうきと。たぐよふを御覽じと。

山とれとびゆく雲の。かへりくる。ふげ見るともぞ。猶
たのよき怒。

月の明き夜よ。

海おらむ。たつ水の。そこまげも。清きころハ。月ぞ
てらけむ。

又雨の降くる日に。

けしの下。かそくほどの。おけきや。まて濡衣ヌレギヌいよ

よしおき。大鏡

また山を詠じたまはる詩よ。

足引の。かふたうおきに。みちのけきと。都みやこらとら
ひとのけき。

又野を詠じたまはる詩に。

つくしにも。紫おふる。野辺ハけきと。無名ナキナのかむ。人ぞ
まこえ。新古今集

又或時。

離家三四月。落涙百千行。万事皆如夢。時々仰ウケ彼蒼カキ。菅家後集

この詩ハ口外へ出たまはげりたるを。支那よるこえ。人々詠もて所をびけるをふしむる也。北野録起梅城録。○按よこの詩を。羅山文集、菅家寔録等に、杜子美の詩ありと云るハ、全く妄評にて、全唐詩十九卷、杜工部集十八卷、杜工部後集等も見えず、全く菅公の御作あるよし、北野文叢といふ書に、委しく辨ぜられたるがごとし、さて一室の外いで給ふ事なまきバ、不出門といふ題にて。

一從謫落就柴荆。万死兢々跼躄情。都府樓繞看瓦色。觀音寺只聽鐘聲。中懷好逐孤雲去。外物相逢滿月迎。此地雖身無檢繫。何為寸步出門行。菅家後集

或日雁の聲を聞て。作らせたまひたり。

我為遷客汝來賓。共是蕭々旅漂身。欹枕思量歸去日。我知

何歳汝明春。菅家後集

九月十日。去年の秋。清涼殿の宴とおもひ出たまひたる折ふ。拜領の御衣の側よりりたるを見て。

去年今夜侍清涼殿。御在所秋思詩篇獨斷腸。勅賜秋思賦之。臣詩多述所懷恩賜御衣今在此。捧持每日拜餘香。宴終晚頭賜御衣。今

菅家後集。○菅家寔録云。此詩並自注をもて、その冤枉の罪か、ふりて、配流せられたまひても、いはゆる帝をうらみ人をもとむたたまふ御心のおさびること、智者を待ぎて明あり、又慰小男女古調も、その結句に、思量汝於彼天感甚寛恕と遊むしたるをもて、その止足の分を、九月十五日。皓月に心をまさせたまひたる時。はくらせたまひたる詩よ。

黄萎、顔色白霜、頭。况復千餘里、外投昔被榮華、簪組縛、今為
貶謫草萊、囚月光似鏡、無明罪風氣如刀、不破愁隨見、隨聞
皆慘慄、此秋獨作我身秋。

歷代編年集成、管家後集、天神記、北野天神緣起、○按、北野
緣起、荏柄天神緣起、天神之緣起、北野天神御記、並に九月十
三夜、よ作、いづき正、と遊む、く、ハ、殊、哀、ぞ、お、月
ららむ、今決、是、が、た、し、
之奉らる。又叙意一百韻の詩を作らせ給ふ。其起句に。

生涯無定地、運命在皇天。管家後集

此餘謫居中の詩を一巻とす。中納言長谷雄のもとに送
らまされ。長谷雄ハ天よ仰ぎ地よ伏し。歎き悲しけり
とぞ。此一巻ハ所謂管家後集なり。管家後集、天神之緣起、
は、は、やく

も延喜三年にあり。管公配所より返り事。既、三年ふ
あま、勅許のけりも。同二月二十五日。五十九歳よ
て。終よは、あ、く、形、ら、せ、給、ふ、く、と、口、惜、々、也。同二月以下、公
卿補任、大鏡裏
書、一代要記、日本紀略、御傳、は、て、三笠、郡、四堂、の、ほ、と、り、に、御
記、管原氏系圖裏書、管家傳、は、て、三笠、郡、四堂、の、ほ、と、り、に、御
墓所と定、是奉む。輜車を出、了に。途中よ止りて動ら

る。其所を志、是く御墓所と定て。安樂寺と申る。歴代
編年集成、北野、同五年八月十九日。味酒安行。按、北野、葦草
縁起、管氏録、云、味酒安行、傳
曰、神門生、欽慕、西遷、亦隨奉仕云々。始て神殿を安樂寺に建
了。天満大自在天神と稱す。御傳記、管氏録、天満宮故實、○按
地、安樂寺ト云、天原山廣院ト號ス、則管丞相ヲ葬シ處也、
管公ノ御社、安樂寺在シ所ニ立シ故、後、追、天満宮ヲ安樂寺

ト云といひり。今國幣小。はて延喜二十三年四月二十日。菅
社太宰府社こまふり。はて延喜二十三年四月二十日。菅
公を本官右大臣よ復し。一階を進めて正二位を贈り。昌泰
四年正月二十五日。左宣の勅書並に外記の文書等。よびて
焼捨させたまひ。同閏四月十一日。改元なして延長元年と
いふ。日本紀略、政事要略、愚管抄、大鏡裏書、公事根元こまより十九年を歴て。朱雀
天皇の天慶五年七月十二日に。我菅原大神。西の京七條よ
住る。多治比の文子といふ童女に神託ありて。右近馬場按
この右近馬場は、年中行事秘抄に。大同二年五月四日。帝城
北野開新埜、以脩馬射とあり。始て河海抄に。一條大宮
也。見え、御社の南東にいま北野の馬場とあり。南北
の馬場とまに當り。類聚國史に。兼和六年二月乙丑。天皇
遊覽北野、便駐蹕於右近御馬埜。命先驅近衛等。騎試御馬。遑
疾日暮還宮。北山抄に。延喜廿一年十二月九日。北野行幸。先

御右近馬場供御膳。本府獻物とあり。まこの右近の馬場
の事ハ、伴氏の比古婆衣に。くまのまは。其まつまを見
し。ふ住せたまふ。ま由と告させたまふ。其女極えて貧し
かり。まま。彼處よ御社を營むこと。かた。家邊に瑞
籬ガキとを結びて。五箇年の間崇め奉りたまふ。に。北野縁起。御傳記。北
野天神御記。北野宮寺縁起取要。村上天皇の天曆元年三月
廿二日。近江國比良の神官。神の良種といふ者の子。太郎丸
といひ。七才の童子に。神託ありて。たおひ。吾む
か。右大臣よ任ぜざりし時。夢よ。ま身よ松むいて折し
と見えたり。ま。吾是を以て。後よ三公にのぼり。又謫居
ま。事。ま。祿て知りぬ。此故よ吾や。ま。所よ。必松と

植ぶ〜とぞのたまひ々。やぶて一夜の中に松數千本北野に生出オヒナデ々々。世にハ云傳へけり。按に後水尾天皇御製集ふ代々らゆて頼む北野の一夜松、ひとつふ。茲に神の良種ハ。北野朝日寺の僧たつの、道のたえらハ、アヤコ取珍と。先ハ神託らり〜西京ある文子と力を合せて。同年六月九日。北野に神殿を造立せり。御傳記、菅氏録、天満同帝官故實、元亨釋書。天徳三年二月二十五日。右大臣正二位藤原師輔公。按忠平公、第二子、九條殿と號せ、忠平公ハ時平公の弟みて、右大辨ふり々るる、菅公の親友よ〜て、左遷の後、竊に消息おど通る〜て、少さる隔つふ心おらり〜とぞ。神殿屋舎を造増〜て、神寶數品を獻上〜たまふ。菅氏録、社註式、御傳記、さて當年まで十三年の間に。田禄五箇度ふり〜とぞ。北野宮寺縁起取要、本殿三座。中央ハ贈太

政大臣正一位菅原朝臣道真公。東座ハ中將殿社説、王子殿ともいひり。西座ハ吉祥女ふりと。社傳を始二十二社註式。諸社根元記。諸神記。諸神社記。神社啓蒙。和漢三才圖會。雍州府志。等に見えたり。然るに中將殿と申さハ。菅公の長男。從五位、上右少辨高視朝臣也ともいひ。又延喜帝の皇弟。三品兵部卿齊世親王おまともいひ。この齊世親王ハ。菅公の御婿君ふて。時平公の讒奏よひいたまひて後ハ。帝の御疑ともいひ。らせ給ひて。同年十月二日。銚チヲを嵐オホさせたまひり〜とぞ。又從四位、上右近、中將ソネヨシ英明朝臣ともいひ。こと齊世親王の御子ふ〜て。御母ハ菅公の御娘ふり。はまば今いづきを何き

とも確タカハ定足がたし。又吉祥女と申すハ。菅公の北方の御事あり。其ハ都の西南。吉祥院の里に住たまひし故よ。かくハ稱タカハ奉まじり由申傳へたり。さて圓融天皇の天延元年三月十三日。炎上。圓融天皇以下、百鍊抄、日本紀畧、扶桑畧記、一代要記、世々樞覽、康富記、一條天皇の永延元年八月五日。始て祭祀を行ひ。官幣ヲ預りたまふ。廿二社註式、諸社根元記、諸神社記、諸神記、公事根元、御宇、天曆二年八月一日。神輿三年一請事、同御宇、天曆三年被始之。又北野縁起よ、八月の祭也、村上の御時よまことより依て考ふに、祭禮ハ天曆より始りて、官幣ヲ預り給へり。ハ本文の如く。同年。寶殿を改造せり。百鍊抄。同帝の正曆二年六月二十四日。十九社の列ヲ加へたまふ。廿二社註式、諸神記、同四年

五月二十日。散位從五位、下管原幹正按よこる在躬の子にて、淳茂の孫、公の爲よハ曾孫を太宰府に遣へり。左大臣正一位を贈りたまふ。日本紀畧、公卿補任、大日本史、政事要略、大鏡裏書、二十二年社註式、管家傳、管氏錄、聖廟曆傳、同年閏十月二十日。重て散位從五位、下管原為理按は是ハ輔正の子ふしを、幹正の爲よハ姪あり勅使として。太政大臣を贈りたまふ。日本紀略、政事要畧、大抄、歷代編年集成、大鏡裏書、二十二年社註式、北野縁起、管家傳、管氏錄、同帝長徳二年十一月六日。燒亡。日本紀畧。同帝寛弘元年十月三十一日。始て行幸あり。日本紀畧、政事要略、百鍊抄、西宮記、権記、一代要記、世々樞覽、醍醐抄、歷代編年集成、和漢合圖、如是院年代記、十明、二十二年社註式、御傳記、管氏錄、北野天神縁起繪、雍州府志、同二年八月四日。始て神寶を奉らる。二十二年社註式。○按に本書よ祭と臨時祭とを別載せり。とて其後行

○北野神社由来記

○廿三

幸の例ハ。後一條天皇の万壽元年十一月二十二日。天神古

雍州府志同十二月二十六日。日本紀畧後朱雀天皇の長久二年二月

二十四日。後冷泉天皇の永承六年六月三日。後三條天皇の

延久二年十一月二十八日。白河天皇の承保三年十月二十

日。北野宮寺縁起取要堀川天皇の寛治四年十一月七日。中右記北野宮寺縁起取要

鳥羽天皇の永久元年八月十七日。長秋記北野宮寺縁起取要崇徳天

皇の大治五年四月二十八日。中右記○按に北野宮寺縁起

近衛天皇の久安五年七月二十四日。本朝世記同八月二十二日。

二條天皇の應保元年十月二十一日。高倉天皇の承安元年

十一月六日。本朝世記北野宮寺縁起取要後鳥羽天皇の建久二年十二月

五日。同十三日。玉海土御門天皇の建仁三年十二月二十日。古今

著聞集順徳天皇の建保五年十二月八日。園大曆百鍊抄北野宮寺縁起取要後

堀川天皇の寛喜二年二月二十三日。北野宮寺縁起取要又

東遊走馬を獻らむ。ハ。伏見天皇の正應二年七月十八日

ぞ始ふ。二十二社註式豊臣太閤秀吉公ハ、殊の外當社を敬

禮。天正十五年十月一日より十日の間。風流にことよせ

北野に於て大茶湯を催さむ。按に北野大茶湯記といふものよ、日本之儀ハ不_レ及_レ申、數寄

心懸有_レ之ものハ、唐國の者よでも可_レ罷出候事といふ。又文

箇條を掲ぐらむたり。豊太閤の氣量おほひやるべし。又文

祿元年三月。朝鮮征討のらむとて。種々の神寶を獻りて。祈

誓をうけらむとて。其後慶長十二年。右大臣秀頼公。太閤

の遺命を以て造營せらる。片桐東市正普請奉行として。同年八月二日。太坂ふ於て手斧始りて。同十二月十三日。本社上棟ありしとぞ。今の神殿ハこの時のまゝありたり。斯て當社の祭ハ百鍊抄後冷泉天皇 永承元年に。八月四日。北野祭改五日為四日依贈后御國忌也。又年中行事秘抄に。八月四日。北野祭事。元者五日有官幣。後冷泉院御時。依當國忌后母改用。四日。當時被止國忌。而未被下依舊可用五日。宣旨歟可尋之。但近例四日祭。五日御靈會也。また康富記よ。寶德二年七月廿六日戊辰。自藏人權右中辨光 緇被喚康顯。面謁被申云。来月四日北野臨時祭。宣命可草進之由。被仰下。大内記有輕服事之

故也云々。少内記分也。八月二日壬申。北野神輿。令出西京御旅所御。四日乙亥北野祭也。神幸己下每事如例。予紹藏主依被伴之見物了。臨時祭宣命事。大内記為輕服。為少内記康顯。可草進之由。兼日。藏人權右中辨光 緇被相觸之。依復所勞當日事。頭右大辨勝光 朝臣奉行也。交名尋申之。書黃紙。晚付進頭右大亟了。使木幡侍從雅保也。天皇我韶音度。拭畏岐北野能天滿天神能廣前爾恐美恐美母美申賜波久申久去正應能御代與始利豆能限以永代豆每年能今日恒例能祭日爾東遊走馬並神樂乎調備豆從五位上行侍從藤原朝臣雅保乎差使豆礼代能御幣乎令捧持豆奉出給布古掛畏岐天神此狀乎平安久

九卿文武百官、至るまで、尊
崇し奉らまといふ事あり、いよ、明治八年、官に申て私
祭の許可を得て、この渡御の式ハ、十月一日四日、執行ふ
事といふも、斯て朝廷ふい、いふ、いより厚く御祭あり
々る。特よ我

明治天皇ハ、敬神の慮慮深く、いよ、明治四年の十月四日、
全國の社格を定めたるに至りて、北野神社を官幣中社
の列に加へらま。彌々増々懇よ祭らせたま。實や大御
神の大御光はも、御名に負せる如く、天地に満足とく。
皇國の人民ハ更なり。支那の國人も其神徳を仰ぎ奉まり。
如斯御世々々の天皇命も、廣く厚く稱へま

はり崇めまつり。齋まつり給ひつも、あからこ。

神武天皇即位紀元二千五百三十七年

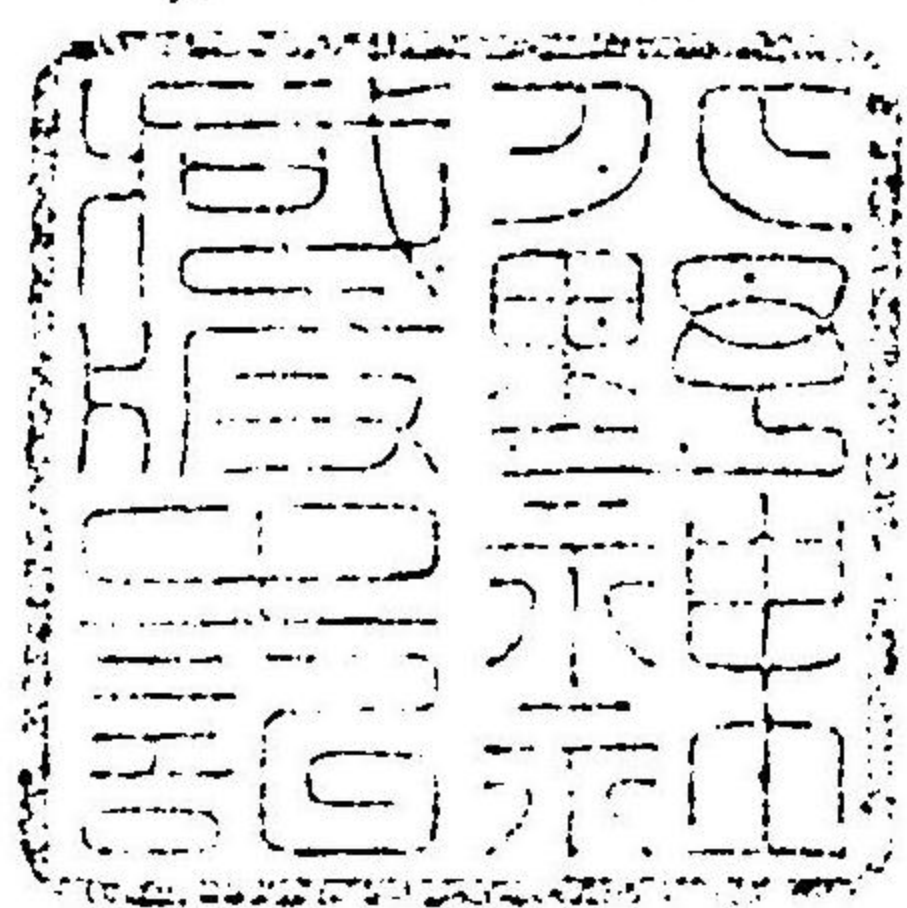
明治十年四月十八日

柳田華品謹書

明治十一年八月廿六日出版版權願
同年九月廿七日版權免許
同年十月廿六日刻成

定價廿五錢

北野神社藏版



愛知縣士族
北野神社官司兼權少教正

編輯者
出版人

田中尚房

京都府上京第六區北町
六百五十番地寄留

發兌 製本所

京都書肆

棋英堂

梅村伊兵衛

寺町通佛光寺南

